

香川高等専門学校みらい技術共同教育センター委員会規程

平成21年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、香川高等専門学校みらい技術共同教育センター規則第10条第2項の規定に基づき、香川高等専門学校みらい技術共同教育センター委員会（以下「委員会」という。）について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、みらい技術共同教育センター（以下「センター」という。）に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの業務活動に関すること。
- 二 センターの施設・設備及び利用に関すること。
- 三 センターの組織に関すること。
- 四 その他センターに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長
- 二 センター長
- 三 副センター長
- 四 企画調整部門長
- 五 地域交流部門長
- 六 企画調整副部門長
- 七 地域交流副部門長
- 八 総務課長

(運営)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。